

# 釧路市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、全序的にその推進を図るため、釧路市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び改定に関すること。
- (2) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 総合戦略に掲げる施策の推進及び検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部参与及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。
- 4 本部参与は、常勤の監査委員をもって充てる。
- 5 本部員は、釧路市事務分掌条例（平成17年釧路市条例第14号）に定める部、行政センター及び病院並びに上下水道部、学校教育部、生涯学習部、消防本部及び議会事務局（以下これらを「各部」という。）の長（病院にあっては、事務部長）並びに都心部まちづくり担当部長、男女平等参画推進参事、公有資産マネジメント推進参事及び観光振興担当部長をもって充てる。

## (本部の総括等)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する順序により、その職務を代理する。

3 本部参与は、副本部長を補佐し、副本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、本部の指定事項及び本部に係る必要事項を協議する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

4 幹事長は総合政策部長、副幹事長は都市経営課長をもって充てる。

5 幹事は、本部長が任命する。

(作業部会)

第6条 本部に第2条に掲げる所掌事項に係る具体的な施策（以下「具体的施策」という。）の推進を図るため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、各部の所属職員をもって構成し、具体的施策の実施に当たっての必要事項を調査・検討し、その推進を図る。

3 部会の円滑な運営を図るため、部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、本部長が指名する。

5 部会長は、特に必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

6 複数の部会にかかわる事項の調整は、都市経営課長が行う。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 本部及び幹事会は、具体的施策を進めるに当たって必要があると認めるときは、部会から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総合政策部都市経営課が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。